

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊新発田駐屯地
第382会計隊長 大崎 新悟

一 般 競 争 入 札 に つ い て 、 下 記 の と お り 公 告 す る 。

1 一 般 競 争 に 付 す る 事 項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	予定使用量	備 考
都市ガス	仕様書のとおり	631,094m ³	新発田駐屯地及び小舟渡通信所で使用する都市ガス受給契約

- (2) 使 用 期 間 令和 6 年 4 月 1 日 (月) ～ 令和 7 年 3 月 31 日 (月)
(3) 需 要 場 所 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新潟県新発田市大手町6-4-16)
情報本部小舟渡通信所 (新潟県新発田市小舟町3-2-12)

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予算令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の決定を受けた者のうち「物品の販売」の等級がC以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者であること。
(4) ガス事業法第3条第1項の規定に基づきガス導管事業者としての許可を受けている者であること。
(5) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務等から排除する要請があり、当該状態が継続している以外の者とする。

3 入札及び契約心得を示す場所

- (1) 陸上自衛隊新発田駐屯地 第382会計隊 契約班
(2) 東部方面会計隊ホームページ

4 説 明 会

実施しない。ただし、現地確認等を実施したい場合は事前に申し出ること。

5 入札日時及び会場

- (1) 日 時 令和 6 年 3 月 13 日 (水) 10:30
(2) 会 場 陸上自衛隊 新発田駐屯地 1050号建物(業務隊舎)3階 駐屯地教場

6 入 札 条 件

(1) 入 札 金 額

入札金額は各社において設定する契約ガスに対する単価(使用ガス量に対する単価)を記載すること。
落札決定にあたっては、年間の総価で判断するので仕様書に記載された月別予定数量に入札単価を乗じた金額の合計額(年間の総価)を併せて記載すること。また、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載すること。但し、入札結果については、事務処理上税抜き金額で発表する。

(2) 再 度 入 札

- ア 1回の入札で落札決定できない場合、直ちに再度入札を実施する場合がある。
イ 郵便による応札があった場合の日時・場所は以下のとおりとする。
(ア) 日時 令和6年3月15日(金) 10:30
(イ) 場所 陸上自衛隊 新発田駐屯地 幹部食堂

7 落 札 決 定 方 法

- (1) 単価で、かつ当該隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
(この際、落札判定は入札書に記載された年間の総価をもって判断する。)
(2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金 免 除
- (2) 契 約 保 証 金 免 除

9 違 約 金 等

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札金額に予定数量を乗じた金額に消費税相当額を加えた金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合、契約単価に予定数量を乗じた金額に消費税相当額を加えた金額の10/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償については、遅延部分1日につき1/1000に相当する金額以上を徴収する。

10 入 札 の 無 効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 電報、電話、ファックス等による入札
(郵便による入札参加は可能とするが、入札日時の1時間前までに当隊に到着した分までを有効とする。ただし、到着の確認は発送者の責により行うものとする。)
- (3) 入札書に記載された入札金額、件名、及び入札者の氏名が判別しがたい場合(入札者の記名にあたっては、代表者(責任者)のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし、代表者(責任者)が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。)
- (4) 入札書に記載された金額が訂正されている場合
- (5) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合

11 契 約 書 の 作 成 (締 結) 等

- (1) 落札者は、当隊所定の様式により遅滞なく契約書を作成し提出するものとする。
- (2) 作成(締結)日:令和6年4月1日(月)(契約期間は令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)とする。)

12 適 用 す る 契 約 条 項

- (1) 物品売買契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項
- (4) 単価契約に関する特約条項

13 そ の 他

- (1) 委 任 状
代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
- (2) 資 格 等 の 提 出
入札開始前までに第2項の(3)及び(4)で示す資格の写し等を提出すること。
- (3) 郵 便 に よ る 入 札 書 の 提 出 期 限
郵便入札の参加希望者は入札日時の1時間前までに必着で当隊へ郵送すること。
- (4) 連 絡 先
〒957-8530 新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊 新発田駐屯地
第382会計隊 契約班 担当:本間
電話:0254-22-3151(内線337) FAX:0254-22-4666(直通)